

## 緊急事態宣言に向けた当院の対応

厚生労働省は 9 日までに、新型コロナウイルス感染防止対策として、歯科医院で緊急性のない治療は延期も考慮することなどを求める連絡文書を出しました。文書は、歯科診療前の患者さんの発熱や咳などの症状確認や、診療室内の換気徹底の他、歯科医師の判断で応急処置にとどめる事や、緊急性のない治療の延期なども考慮するよう求めています。

当院では、感染しない・させないために、患者様お一人ごとに殺菌・消毒を繰り返し、診療室内の換気を徹底しております。加えて、患者様には、来院時体温測定し、37.5℃以上の場合は、診察をお断りしております。診療室入室前には石鹸による手洗いとアルコール消毒をお願いし、出来る限りの感染予防対策を行っております。

コロナ感染患者の爆発的増大に直面しているアメリカでは、歯科医療従事者と患者様の感染リスクの増大に伴い、歯科医院を休院するよう国から命令が出ております。緊急事態宣言が発令された日本においても、歯科医院における感染リスクの増大が今後予想されます。

当院では、患者様、および、スタッフの安全を最大限に考慮し、メンテナンス、緊急性の低い治療は、5月6日以降に改めてご予約させて頂くようお願い申し上げます。また、治療途中部位の治療延期は、感染リスクが増大する可能性もあるので、再診察時に継続治療の判断を致します。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。





### 当院からのお願い

院内感染を防ぐため、患者様には以下の徹底をお願い申し上げます

1) 新型コロナウイルス感染症が疑われる方、または、疑われる方との濃厚接触者の方は、予約をいったんキャンセルしていただき、各都道府県の、『帰国・接触相談センター』にご相談下さい。例えば、“風邪症状、 $37.5^{\circ}$ 以上の発熱、強いだるさ、息苦しさ、14日以内に、海外から帰国した。”などに該当する方は、来院せずに、『帰国・接触相談センター』に直接ご連絡ください。

2) 待合室でも、マスクの着用をお願いします。

3) 患者様、ならびにスタッフの安全を最大限考慮し、5月6日迄、次のような診療制限を行います。

(1) 1日の来院患者の制限（感染予防のため）

(2) ご予約の延期（処置の内容によります）

(3) コロナ予防に関する事前問診が出来ない患者様、および予約のない患者様の当院への入室制限（感染予防徹底のため）

(4) 対応できる処置内容の制限（原則、観血処置は、延期します）

医療体制の維持、感染予防のため、患者様には大変、ご不自由、ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

今後の診療体制は、歯科医師会、関係学会、保健所、厚生労働省からの指導、要請により、急遽変更となる可能性があります。